

「松江の文化力体験推進事業」業務委託 公募型プロポーザル実施要項

1. 業務内容

「松江の文化力体験推進事業」業務委託

2. 目的・概要

本市には、神話の時代から現代までの長い歴史の積み重ねがあり、先人が残してくれた誇るべき伝統文化や文化芸術が豊富に存在する。しかし、生活スタイルや価値観が大きく変わり、また、人口減少社会に突入したことで、地域で伝統文化や生活文化を守り伝えていくことが難しくなっている。

そこで、本市では「松江の文化力を生かしたまちづくり条例」を制定するとともに、「松江市伝統文化芸術振興計画」及び「松江市伝統文化芸術振興計画第2期実施計画」を策定し、伝統文化や文化芸術の振興を図っている。

本業務は、市民、特に子どもとその保護者に松江の伝統文化や文化芸術を「体験する」「知る」機会を提供し、その魅力と価値の再認識を促すとともに、次世代への継承につなげ、子どもの豊かな人間性を育むものである。

3. 委託契約期間

契約締結日の翌日から令和8年3月31日(火)まで

4. 委託提案上限額

提案上限額は、2,000,000円(消費税及び地方消費税を含む)とする

5. 委託業務内容

業務内容については、以下の2項目を実施することとする。

- (1) 伝統文化や文化芸術の体験教室(以下「体験教室」という。)の開催
- (2) 参加者の募集、広報、申込受付、報告書の作成

6. 業務内容詳細

- (1) 体験教室の開催について

松江の文化力を支える七つの柱(「古代から近代までの豊富な文化財」「地域に根づく伝統文化」「市民生活に根づく茶の湯文化」「小泉八雲が五感で感じた松江の生活文化」「市民とともに育む文化芸術活動」「伝統文化芸術活動の拠点となる施設」「宍道湖、堀川、中海等の松江的景観」)に関連する体験教室を開催する。

区 分	内 容
日 程	契約締結日の翌日から令和 8 年3月31日(火)まで
対 象	<u>こどもとその保護者</u> ※事業のメインターゲットは小学校4年生から6年生とするが、体験教室の内容によっては、幅広い年齢層のこどもの参加を可能とすること。
内 容	<u>体験教室の開催</u> こどもとその保護者が楽しく学ぶとともに、松江の文化力を支える七つの柱を理解し、今後の自発的な学習や実践につながるような体験教室を開催すること。 (ア)体験教室は以下の条件をもとに提案すること。 ①6種類以上の体験教室を開催すること。 ②「松江の文化力を支える七つの柱」のうち、以下の三つの柱については、それぞれ1つ以上の体験教室を開催すること。 <u>I 地域に根づく伝統文化</u> <u>II 市民生活に根づく茶の湯文化</u> <u>III 市民とともに育む文化芸術活動</u> ③体験教室の内、少なくとも1つは松江市民文化祭の日程・会場に併せて開催すること。体験内容は屋内で行うことを前提とし、1回あたりの参加人数は50人程度までとすること。 【松江市民文化祭】 日程:令和7年10月11日(土) 会場:さんびる文化センタープラバホール 多目的室 1 ④体験教室の参加定員が合計250名以上となるように設定すること。(1つの体験教室の参加定員の上限・下限は設けない) (イ)各内容・指導方法及び教材は事前に講師及び発注者と協議すること。 (ウ)各内容の難易度については、対象の年齢が理解を深められるよう配慮し、設定すること。 (エ)参加者に対する「認定証等の受講証明」を提案すること。 (オ)参加料は無料を基本とするが、原材料代などがかかる場合には、その原材料代などの範囲内で有料とすることも可能である。なお、参加者から徴収した参加料については、受託者の収入とする。

会場	松江市内の施設とする(公設・民間は問わない)。 ※会場についても提案すること。 ※会場使用料は、提案額に含めるものとする。 ※公設施設には、学校・公民館も含むが、その際は施設側とも協議すること。
特記事項	① 松江の文化力を支える七つの柱について、十分な知識を持ったうえで本業務を実施すること。 ② 同日に2つ以上の体験教室を実施することも可能とする。 ③ 体験教室の実施に係る経費、事務に係る消耗品、備品等の経費は提案額に含むこと。 ④ 講師選定に係る調整、講師との日程調整、派遣依頼、報酬支払等については、受託者が行うこと。 ⑤ 事業者等において、すでに実施していることも向けの体験教室の提案ではなく、新規で提案すること。 ⑥ 本業務を実施するために作成した資料に関する著作権等の一切の権利は発注者に帰属すること。 ⑦ その他、上記事項に定めのない事項については、別途、発注者と協議の上決定すること。

(2)参加者の募集、広報、申込受付、報告書の作成について

①参加者の募集、広報

(ア)募集チラシの作成

募集チラシの作成及び配布、広報を行い、参加者を広く募集すること。なお、募集チラシのデザイン、原稿作成、編集及び印刷製本等を含め募集チラシの作成は受託者が行うこと。

(a)チラシ仕様

A4カラーを基本とする。(片面・両面の指定はしない)

(b)校正

受託者は、発注者による校正を受けること(校正回数は3回までとする)。

(c)作成部数

10,500 部

(d)仕分け

・上記作成部数の内、約 10,400 部については、市内小学校・義務教育学校35校の1年生～6年生の全生徒に配布するものとし、学校ごとに学年別に分けて発注者に納品すること。

- ・学年の人数が 30 人を超える場合、30 部ごとに付箋で区切ること。

※上記、仕分けの詳細については発注者から別途指示する。

(e)納品

- ・予約受付開始日の概ね3週間前に納品すること。

(f)その他

- ・募集チラシの作成にあたっては、内容について事前に発注者の了承を得ること。
- ・受託者においても効果的な広報計画(配布先など)を提案すること。

(イ)その他の広報

チラシのほか、ポスターやHP、SNSなど参加者を募集するための広報を提案すること。

②申込受付

体験教室の参加申込みの受付、参加者リストの作成を行うこと。

③報告書の作成

業務完了時に、下記のことを提出すること。

・実施報告書 2部

体験教室の全日程の内容を写真つきでまとめるとともに、その評価を作成し、提出すること。

・体験教室で使用了資料 2部

・上記データ一式(PDF データ)

7. 応募資格

- (1)令和7・8・9年松江市競争入札参加資格を有していること。
- (2)松江市内に本社、支店または営業所等を有していること。
- (3)松江市による指名停止を受けていないこと。
- (4)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (5)会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申し立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生開始手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- (6)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は第 2 条第 6 号に規定する暴力団員が経営に関与していないこと。

8. 再委託について

本事業の全部を第三者に委任し、または請け負わせてはならない。

※発注者との協議により、発注者が本事業の一部について委託することを承諾した場合はこの限りではない。なお、再委託先の行為については、受託者がすべての責任を負うも

のとする。

9. 選定スケジュール(※予定)

(1)実施要項等の提示	令和7年6月2日(月)
(2)質問書の提出期限(提案者)	令和7年6月23日(月)17時まで(必着)
(3)質問書に対する回答期限(発注者)	令和7年6月26日(木)
(4)参加意思表明書提出期限	令和7年6月27日(金)17時まで(必着)
(5)企画提案書の提出期限	令和7年6月27日(金)17時まで(必着)
(6)プレゼンテーション実施	令和7年7月3日(木)
※プレゼンテーションの時間については後日、通知します。	
(7)選定結果通知(内定通知)	令和7年7月16日(水)
(8)契約予定日	令和7年7月22日(火)

10. 質疑応答

質疑がある場合は、以下のとおり質問書を提出すること。

- (1)提出書類
 - ・質問書(様式1) **【提出部数:1部】**
- (2)提出期限:令和7年6月23日(月)17時まで(必着)
- (3)提出先:松江市文化スポーツ部文化振興課
- (4)提出方法:持参・FAX・郵送・メール可
- (5)企画提案書の具体的な記載内容及び、評価基準に関する質問については受け付けません。また、質問を行った者の名称は公表しません。
- (6)回答期限:令和7年6月26日(木) 市ホームページに掲載

11. 参加申し込み

- (1)提出書類:
 - ・参加意思表明書(様式2) **【提出部数:1部】**
 - ・誓約書(様式3) **【提出部数:1部】**
- (2)提出期限:令和7年6月27日(金)17時まで(必着)
- (3)提出先:松江市文化スポーツ部文化振興課
- (4)提出方法:持参又は郵送

12. 企画提案書ほか必要書類の提出

参加意思表明書を提出した者は、企画提案書等を次のとおり提出すること。書類はA4両面とし、企画提案書は10枚以内とすること。なお、提出した書類は返却しない。

(1)提出書類

・募集申込書(様式4) 【提出部数:10部(本書1部、副書9部)】

・事業者概要(様式5) 【提出部数:10部(本書1部、副書9部)】

・企画提案書(様式6) 【提出部数:10部(本書1部、副書9部)】

※企画提案書は任意様式で提出することも可能であるが、下記の記載項目ごとに記載すること。

・業務実施体制(様式7) 【提出部数:10部(本書1部、副書9部)】

・見積書(様式8) 【提出部数:10部(本書1部、副書9部)】

①企画提案書(様式6)の記載項目

(ア)企画方針(基本的な考え方)

全体のコンセプトなど(要項及び松江の文化力を支える七つの柱を理解した上で記載すること)

(イ)体験教室の提案内容

開催時期、会場、対象人員、講師予定者、内容、料金設定、認定証等受講証明の内容など

(ウ)参加者募集の広報計画

チラシの仕様、広報計画など

(エ)類似・同種業務実績

(2)提出期限:令和7年6月27日(金)17時まで(必着)

(3)提出先:松江市文化スポーツ部文化振興課

(4)提出方法:持参又は郵送

13. 企画提案に関するプレゼンテーション

提出された企画提案書の内容について、次のとおり提案者のプレゼンテーションを実施する。

(1)実施日(予定) 令和7年7月3日(木)

※詳細は、6月30日以降に電子メールで通知する。

(2)出席者 1社3名以内とする。

(3)その他

①プレゼンテーションは、企画提案書の受付順で実施する。

②プレゼンテーションは、提出書類を使用して実施することとする。PowerPoint 等を使用する場合は、必要な機材を参加者で準備すること。

③プレゼンテーションの時間は15分以内とする。

④プレゼンテーションに参加しなかった提案者は失格とする。

14. 事業者の選定・審査・契約

(1) 選考方法と優先交渉権者の決定

- ①市による審査委員会において、プロポーザル参加事業者からの企画提案等を審査し、以下の審査内容により合計点数の最高得点を得たものを本業務の第一優先交渉権者として選定する。次点は第二優先交渉権者とする。
- ②評価点が同点の場合は、審査委員会の各委員の合議により決定するものとする。
- ③評価点が満点(100点)の6割(60点)に満たない場合は、優先交渉権者として選定しない。

(2) 審査内容

- | | |
|--------------------|----------|
| ①企画方針 | 【配点:20点】 |
| ②体験教室の企画内容(内容、回数等) | 【配点:35点】 |
| ③運営体制 | 【配点:15点】 |
| ④参加者の募集方法 | 【配点:15点】 |
| ⑤実績等 | 【配点:10点】 |
| ⑥価格 | 【配点: 5点】 |

(3) 審査結果

- ①審査結果については、企画提案書の提出者全員に通知する。
- ②松江市ホームページにて、審査基準、参加者、結果等を公表する。

(4) 契約

発注者と第一優先交渉権者は委託契約の締結に向けた協議を行い、契約内容について合意した場合は、契約を締結する。契約内容については、本要項及び第一優先交渉権者の提案書の内容を踏襲するものとするが、やむを得ず契約内容を変更する場合は、契約時において発注者と第一優先交渉権者が協議・調整のうえ、内容を決定する。

なお、発注者が第一優先交渉権者と協議し、合意しなかった場合は、第二優先交渉権者と協議を行う。

15. 個人情報

受託者は、業務期間はもとより期間終了後も、当該業務で知り得た機密、個人情報等の取扱いについて厳守すること。

16. その他の留意事項

- (1)本プロポーザルへの参加に係る一切の経費は参加者の負担とし、提出書類は返却しない。
- (2)書類に虚偽の記載があった参加者に対しては、指名停止措置等を行うことがある。
- (3)提案書は1者1点に限る。また、提出後の資料の追加または修正等は認めない。

- (4)提出書類は優先交渉権者選定のためにのみ使用し、他の目的には使用しない。
- (5)本事業の優先交渉権者には契約の締結にいたるまで守秘義務を求めるものとする。
- (6)内容や会場などについては、発注者と受託者が協議の上、変更する可能性があるものとする。
- (7)業務遂行にあたっては、実施体制を明示するとともに、事業統括責任者及び連絡窓口担当者を配置すること。なお、事業統括責任者及び連絡窓口担当者は受託者が担うこと。
- (8)本要項に定めのない事項については、別途協議の上決定する。

17. 応募及び問い合わせ先

島根県松江市末次町 86 番地 松江市役所 別館2階
松江市文化スポーツ部 文化振興課 担当 松本
電話:0852-55-5517・FAX:0852-55-5658
E-mail:bunka-kakari@city.matsue.lg.jp